

財務省告示第六百九十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年十一月二十五日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年十二月九日 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率
利付国庫債券（五年）（第三十二回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で千七百九十八億円 千七百九十九億二千五百八十六万円	額面金額で千七百九十九億二千五百八十六万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年十一月二十五日	額面金額百円につき百円七銭	年〇・七パーセント

十二

の経過  
払込み

年金資金運用基金理事長は、払  
込金額に加え、次の算式によ  
算出した金額を第十八号に規  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 0.7 \times 66}{100 \times 365}$$

十三

初期  
利子

平成十六年三月二十日を  
とし、次の算式により支払  
金額を支払う。ただし、支  
金の銀行休業日に当たるとき  
が、銀行休業日に当たるとき  
その翌営業日に支払う。以  
次の号及び第十五号において  
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.7 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期  
以後  
の利子

毎年三月二十日及び九月十  
を、支払期とし、各支払期に  
て、その日以前六月間に属  
利子を支払う。

十五

償還  
金額  
の限

平成二十年九月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
支額

日本銀行

十七

払込  
期日

平成十五年十一月二十五日

十八

払込  
期日